

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(1/12)

	(H23)苦情24	(H23)苦情25
申出人	A	A
申出日	平成24年3月6日	平成24年3月16日
実施機関	知事 (保険指導課)	公安委員会 警察本部長
苦情の内容	<p>決定をしない 千葉県情報公開審査会からの答申・回答があっても決定をしない ・不服申立てをしても決定がされないと不服申立ての制度が無意味である。 ・千葉県情報公開審査会事務局より決定をするように言っても放置されたままである。</p>	<p>規則等がきちんと整備されていない 情報公開への対応がデタラメ 公安委員会の行政文書を県警本部が開示 添付H24、3、6付会発220号 公委3号</p>
調査委員	伊藤委員 桑波田委員	伊藤委員 桑波田委員
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況	H24. 9. 14(処理結果検討)	H24. 9. 14(処理結果検討)
処理結果通知	H24. 10. 24(資料P13)	H24. 10. 24(資料P15)
処理結果等	<p>本件は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情であることが認められた。 したがって、下記の理由により、本件苦情の申出に応ずることができない。 本件は、千葉県情報公開条例第27条の2第3項第3号の「開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情」に該当するため。</p> <p>(参考) 当該苦情申出に該当した案件は2件あり、その後事務が進められた結果、いずれも平成24年8月30日に決定された。</p>	<p>本件は、千葉県個人情報保護条例の規定による不開示決定、部分開示決定に係る苦情の申出であることが、認められた。 したがって、下記理由により、本件苦情の申出に応ずることができない。 本件は、千葉県情報公開条例第27条の2第3項の規定による「情報公開に係る事務についての苦情」ではないため。</p>

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(2/12)

	(H24)苦情1	(H24)苦情2
申出人	A	A
申出日	平成24年4月17日	平成24年4月17日
実施機関	知事 (保険指導課)	知事 (政策法務課)
苦情の内容	<p>異議申立ての決定書の送付手続きがデタラメ(決定のやり方と送付の方法) 決定を故意にできなかったため、送付書をつけず決定書謄本をまとめて送付 きちんとした事務手続きをしない。 (H24. 4. 3付保指27号開示分)</p>	<p>担当者が電話中と言って故意に放置する 担当者が別の人(〇〇)と言って、請求書の写しを交付しない H24. 4. 10に窓口で写しを交付しようとしなかった</p>
調査委員	井上委員 高橋委員	井上委員 渋谷委員
調査の状況		H24. 8. 24(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24. 9. 14(処理結果検討)	H24. 11. 8(処理結果検討)
処理結果通知	H24. 10. 24(資料P17)	H24. 11. 16(資料P19)
処理結果等	<p>本件は、県の特定の担当課(室)が文書を送付した際の事務処理方法に係る苦情の申出であることが認められた。 したがって、下記理由により、本件苦情の申出に応ずることができない。 本件は、県の特定の担当課(室)が文書を送付した際の事務処理方法に係る苦情の申出であり、千葉県情報公開条例第27条の2第3項の規定による「情報公開に係る事務についての苦情」ではないため。</p>	<p>本事案は、情報公開・個人情報センター(以下「総合窓口」という。)担当職員が、受け付けた行政文書開示請求書の写しを要綱に従わず交付しなかったことに関する苦情であると認められる。 当該写しを交付しなかったことについて調査を行ったところ、実施機関の回答に不自然な点はない。当該写しの交付について、申出人が後日で構わない旨の発言を行っている以上、実施機関の情報公開に係る事務に不適切な点はない。</p>

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(3/12)

	(H24) 苦情3	(H24) 苦情4
申出人	A	A
申出日	平成24年5月14日	平成24年5月28日
実施機関	知事 (政策法務課)	知事 (政策法務課)
苦情の内容	<p>カラーコピーの値段がコンビニと違う(写しの交付代金) カラー A4とA3を同一料金とするの県庁だけ 地下の生協のコピーの値段とも違う コンビニがA4 50円(生協も同じ) なぜ70円もとるのか不明</p>	<p>苦情対応できちんと対応しようとしていない 情報公開センター〇〇さんの窓口対応が悪い 開示請求者の言うことを無視し、県職員の有利になるようなことしか言わず、開示請求者をおこらすことを反省しない 上から目線で相手をバカにした話し方をする。</p>
調査委員	菅野委員 中谷委員	井上委員 洪沢委員
調査の状況	H24. 8. 16(回答書受付)	H24. 8. 24(回答書受付)政法 H24. 8. 24(回答書受付)保指
苦情処理部会 審議状況	H24. 11. 8(処理結果検討)	H24. 11. 8(処理結果検討)
処理結果通知	H24. 11. 16(資料P21)	H24. 11. 16(資料P23)
処理結果等	<p>本事案は、写し等の作成に要する費用のうち複写機による多色刷りに対する苦情であると認められる。 当該費用算定の方法について、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、結果的に代表的なコンビニエンスストアと異なることはやむを得ないと考えられる。 また、A4版とA3版を同じ金額としている理由についても、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、千葉県以外の都道府県のほとんどにおいて、同じ金額としており、代表的なコンビニエンスストアと異なることはやむを得ないと考えられる。 なお、当該費用については、千葉県以外の都道府県の状況を把握するなど、実施機関において適宜調査する必要があるのではないかと考えられる。</p>	<p>本事案は、開示請求書の件名欄に記載の「国保法施行令」の部分について、請求内容から「国保法」の誤記ではないかと判断し、保険指導課が本件請求について補正を求めたことに対し、申出人が本件補正の求めの取消を、事情を知らない情報公開・個人情報センター(以下「総合窓口」という。)担当者に求めたことにより生じた苦情であると推察される。 本件開示請求書に必要事項はすべて記載され、形式上の不備はないという意味において、実施機関が補正を求めた行為は形式的には失当と言え得る。しかし、その実質は、存在しない条文に係る行政文書を求める申出人の真意を、文書をもって確認する行為であり、そのことは何ら非難されるべきものではない。よって、申出人の意思を確認しようとした実施機関(保険指導課)の行為に特段不適切な点はない。 開示請求者の意図をくみ取り、適切な案内をすることは総合窓口担当者の重要な責務である。一方、開示請求者においても、情報公開制度を適正に使用するのはもちろん、実施機関と協力等行い、双方の努力により適切な情報公開制度の運用を図ることが重要である。実施機関(政策法務課)の情報公開に係る事務に不適切な点はない。 (参考) 本件開示請求については、本件補正の求め(H24.5.23付け)を通知後、申出人からの電話連絡(H24.5.24)により、「国保法施行令」は誤記である旨確認できたため、実施機関(保険指導課)は、H24.5.25付けで不開示決定を行った。</p>

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(4/12)

	(H24)苦情5	(H24)苦情6
申出人	A	A
申出日	平成24年5月28日	平成24年6月6日
実施機関	知事 (保険指導課)	知事 (政策法務課)
苦情の内容	H24、5、23付保指413号による補正要求の濫用 開示請求する行政文書の内容の表記に問題がないとしながら、決定期限日付で補正要求する濫用 窓口〇〇さんに担当課に表記に問題がないことを確認してもらってから收受してもらっているのに補正要求がされるのはおかしい	閲覧時間変更に対応しない 5/22センター窓口で閲覧コーナーがあいているので6/6 2時からの閲覧を10時からに変更予約したのに対応していなかった。 〇〇さんの対応で変更したが、本人が知らないとし対応しようとしなかった。
調査委員	伊藤委員 高橋委員	井上委員 渋谷委員
調査の状況	H24. 8. 3(回答書受付)	H24. 8. 24(回答書受付)保指 H24. 8. 24(回答書受付)政法 H24. 8. 24(回答書受付)申出人
苦情処理部会 審議状況	H24. 11. 8(処理結果検討)	H24. 11. 8(処理結果検討)
処理結果等	H24. 11. 16(資料P25) 本事案は、実施機関が申出人に通知した補正(苦情4と同一)に関する苦情である。 開示請求書の件名欄に記載された内容について、窓口で一度確認しているとしても、担当課が改めて確認することは、開示請求に係る対象文書を特定するうえで重要な作業の一つであり、実施機関の事務は適切であった。 しかしながら、件名欄に記載された内容を確認するために、実施機関が申出人に対して行った補正に係る通知は、条例第13条第1項に規定されている期限である30日目に送付されていた。 情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定と、速やかな開示の実施が必要不可欠であることから、実施機関には、速やかな開示決定等が行えるような事務処理に努めることを求めるものである。 (参考) 本件補正通知については、「申出人の真意を、文書をもって確認する行為であり、そのことは何ら非難されるべきものではない。よって、申出人の意思を確認しようとした実施機関の行為に特段不適切な点はない」と判断している(苦情4参照)。	H24. 11. 16(資料P27) 本事案は、情報公開・個人情報センター(以下「総合窓口」という。)担当者が、行政文書の開示を実施する時刻の変更依頼を受け付けなかった(当該依頼の対応を怠った)との苦情である。 実施機関は開示時間変更の話は何ら聞いていないと説明し、苦情申出人は変更を申し出たと説明する。双方の主張は正反対であり、その真偽は不明である。 しかしながら、実施機関の説明及び苦情申出人の説明を総合的に判断すると、開示時間の変更はなされていないと推察される。 実施機関の説明に不合理な点はなく、一方、苦情申出人の説明は当を得ないことから、実施機関の情報公開に係る事務に不適切な点はなかったと判断する。 (参考) 実際の開示は、苦情申出人のほぼ希望どうりの日時に変更し行われた。

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(5/12)

	(H24)苦情7	(H24)苦情8
申出人	B	B
申出日	平成24年6月6日	平成24年6月6日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	<p>教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が行った開示に係る事務手続き。 千葉県教育委員会委員長(職務代行者)は、私が行った開示請求に対し「分掌表については、本年度分について一度全部開示決定を行っているため、これも開示決定によらず提供させていただきたいと思います」と連絡したが、この決定は速やかに取り消されるべきである。また、過去にさかのぼってかかる不当行為の存否を調査し、不当行為が明らかになった場合は請求者の権利を回復し併せて再発防止に向け関係職員を処置すべきである。</p> <p>(1)千葉県教育委員会委員長は他人に全部開示したという理由で私に開示請求の取り下げを迫り、その上で情報提供するという。 (2)当たり前の話であるが、私は情報公開条例上の権利行使として自ら開示請求を行ったのであり、私の請求権は他人の請求行為やその結果とは無関係無関連である。 (3)千葉県教育委員会委員長に従えば、仮に他人の請求が部分公開となったならば、私の請求は認められ取下げ指示はなくなることとなる。 (4)千葉県教育委員会委員長は一人ひとり独立した開示請求「権」を認めないばかりか、これに加えて開示請求の取下げを一方向的に迫るなど著しく不当な行為を行った。</p>	<p>教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が行った開示に係る事務手続き。 千葉県教育委員会委員長(職務代行者)は私が行った開示請求に対し「文書・情報公開担当がまとめて開示いたします。(ご質問等がある場合には、なるべく、その場で該当する担当者に連絡してセンターで御説明します。)」と通知した。 しかしこの通知では情報公開条例の本旨である行政による説明責任が全く果たされないの直ちに取り消すべきである。開示事務の拒否である。過去にさかのぼってかかる不当行為の存否を調査しその存在が明らかになった場合、被害を受けた請求者の権利を回復し、再発防止に向け関係職員を処置すべきである。</p> <p>千葉県情報公開条例第1条は「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」と自ら定めている。この場合の「説明」とは単に質問に対する回答ではなく、自ら進んで「諸活動の状況を説明する」ことである。 教育委員長はこの条例の趣旨を曲げ、担当者以外の直接事務に携わらない職員に説明させることによって説明責任を反故にしようとしている。その上で不明な点は必ずではなく「なるべく」担当者に問い合わせするというのである。実質、説明拒否である。さらに「センターでご説明します」と場所と時間を限定することによって回答が不十分であった場合でも、その時点でセンターで行った回答をもって打ち切り開示を終了するというのである。従来は説明が不十分な場合、後に文書で追加的に回答した。県教育委員会委員長は情報公開制度の根幹を潰そうとしている。全く容認できない事態であり上通知は至急差し止めるべきである。</p>
調査委員	菅野委員 中谷委員	菅野委員 中谷委員
調査の状況	H24. 8. 3(回答書受付)教総 H24. 8. 3(回答書受付)政法 H24. 8. 24(申出人への口頭調査)	H24. 8. 24(申出人への口頭調査)
苦情処理部会 審議状況	H24. 9. 14(処理結果検討)	H24. 9. 14(処理結果検討)
処理結果通知	H24. 10. 24(資料P29)【是正通知(P33)】	H24. 10. 24(資料P49)
処理結果等	<p>本事案は、申出人が行った行政文書開示請求に係る事務手続きに対する苦情であると認められる。 実施機関が申出人に対し、本件請求に係る対象文書を情報提供として開示する旨を申し出たことは首肯できるが、情報提供として開示をする場合には申出人の了解が必要であることはいままでのない。 当該提案に対し、申出人から連絡がないことを理由に本件請求を放置することは許されるものではなく、連絡がないのであれば条例に基づいた決定等を行うことが当然であり、実施機関の事務処理は甚だ不適切である。 また、実施機関は申出人の来庁時に当該決定通知書を手渡すために総合窓口に備えたと説明するが、申出人の来庁の有無にかかわらず、速やかに申出人へ送付すべきであり、この事務処理も不適切と言わざるを得ない。 以上のことから、実施機関に対し是等に関する意見を通知した。</p>	<p>本事案は、実施機関が申出人に通知した開示事務に係る文書の内容に対する苦情であると認められる。 条例は「説明する責務」として、開示実施時に文書を作成した担当者が開示請求者に対し、開示文書の詳細な内容まで逐一説明することを予定していない。 また、開示は、開示文書がどういったものを説明できる担当課の職員を必要に応じて呼び出せる状態にしておけば足りるものである。 なお、担当課が複数課にわたる場合の取扱いについて、事務取扱要綱上の規定はない。 実施機関から申出人に出された依頼文は、公開主管課が総括的に開示請求者に対応し、開示実施時において必要な場合は、担当課の職員を呼び出すことで対応したい旨を依頼する内容であり、不自然不合理なものとは認められない。 また、総合窓口を開示実施場所と指定し、日時を調整して指定することは、事務取扱要綱の規定に基づくものであり、申出人の主張に結びつくものとは認められず、実施機関の事務に不適切な点はない。</p>

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(6/12)

	(H24)苦情9	(H24)苦情10
申出人	A	A
申出日	平成24年7月10日	平成24年8月21日
実施機関	知事 (政策法務課)	知事 (保険指導課)
苦情の内容	<p>H23年度法令の写しを拒否 同センター〇〇氏のいやがらせ 窓口担当不資格者に対応させるのがまちがい (異動を求める)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去情報提供でもらっていたのを今になって著作権がどうのこうのと言って拒否させた ・県で今まで対応していないのがおかしい <p>過年度ハンドブック(法令集等)を図書館で保管しないなら写しの提供をすべきである、六法には省令がない</p>	<p>関係ない文書も対象文書に特定 H24. 8. 13保指1003 暑い中余計な文書まで見せようとした イヤガラセ</p>
調査委員	井上委員 波沢委員	
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況	H24. 11. 8(処理結果検討)	
処理結果通知	H24. 11. 16(資料P51)	
処理結果等	<p>下記理由により、本件苦情の申出に応ずることはできない。 本件は、市販の書籍の写しの提供を実施機関に求めるという、いわば筋違いな要求を断られたことに端を発するものであり、千葉県情報公開条例第27条の2第3項の規定による「情報公開に係る事務についての苦情」ではないため。</p>	<p>H24. 8. 31 取下書の提出あり</p>

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(7/12)

	(H24)苦情11	(H24)苦情12
申出人	A	A
申出日	平成24年8月21日	平成24年8月21日
実施機関	知事 (財政課)	知事 (管財課)
苦情の内容	H24、8、15付財196号で(案)に知事印が押されて送付されてきた 条例違反 イヤガラセ	H24、7、10付管財587号で行政文書の件名を内容で記載 条例違反 イヤガラセ
調査委員	伊藤委員 高橋委員	伊藤委員 桑波田委員
調査の状況	H24. 10. 19(回答書受付)	
苦情処理部会 審議状況	H24. 11. 8(処理結果検討)	H25. 2. 7(処理結果検討)
処理結果等	H24. 11. 16(資料P53)【是正通知(P55)】 本事業は、行政文書不開示決定通知書(平成24年8月15日付け財第196号。以下「本件通知書」という。)を申出人に対し通知した際に、本件通知書の題名に(案)が記載されていたことに対する苦情であると認められる。 行政文書開示請求管理システムマニュアルによる正本を作成するという手順を怠ったこと、文書規程の規定による浄書、照合及び確認が適正に行われなかったことが苦情となったものである。本件通知書を作成した者において3度、また、当該者以外の公印取扱者において1度、併せて4度確認する機会がありながら、本件通知書が申出人に送付されたことについて、実施機関の事務は不適正である。 また、このような苦情は過去にも申し出られており、実施機関が再発の防止に努め、繰り返し指導しているにもかかわらず、このような事態を招いていることは遺憾である。 したがって、実施機関に対し是正等に関する意見を通知した。	H25. 2. 19(資料P59) 本事業は、行政文書開示決定に係る通知書の「行政文書の件名」欄に記載されている行政文書の表示方法に対する苦情であると認められる。 本件決定に係る通知書の「行政文書の件名」欄には、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載されたものがそのまま記載されており、特定した行政文書の範囲が明確に表示されているとは言えず、実施機関の事務が適正であったとは言えない。 しかしながら、実施機関は当該決定通知書の「行政文書の件名」欄を特定した行政文書名に訂正するための通知を送付していることが認められた。 実施機関は苦情申出後の事務処理について適切に対応しているが、今後、同種の苦情申出がなされないよう適正な事務の遂行に努めるよう求めるものである。

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(8/12)

	(H24)苦情13
申出人	B
申出日	平成24年8月24日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	<p>千葉県各実施機関は情報公開請求があった場合、決定期間の延長を行わない限り30日以内に開示するかどうかの決定を行わなければならない。しかし千葉県教育委員会はこの規定を無視し、30日以内に決定せず、請求者の開示をうける権利を侵害している。過去にさかのぼってかかる不当行為の存否を調査し、その存在が明らかになった場合被害を受けた請求者の権利を直ちに回復し、再発防止に向け関係職員を処置すべきである。</p> <p>千葉県は情報公開条例事務取扱要綱5(5)アにおいて開示請求があった時は「できるだけ早く開示するよう努める」と規定する。しかし千葉県教育委員会はこの規定に違反し、30日以内に開示の決定を行っていない(以下、日付はいずれも書面收受日)。</p> <p>(1)7月9日千葉県教育委員会に開示請求 (2)8月15日千葉県教育委員会は30日以内の決定を行わず「開示実施日時について(依頼)」と表題する書面を送付した</p> <p>上書面と共に各課のスケジュール表を同封した。この一覧表の×印は、千葉県教育委員会が開示事務を本務と捉えず時間の余裕のあるときに片手間に対応しようとしていることを示している。30日以内の決定と速やかな開示の実施は千葉県教育委員会の責任事務である。これでは延長手続きを要しない開示延長であり請求者の権利を著しく侵害している。千葉県教育委員会における係る不当納行為はたびたび繰り返されている。また請求者に教育庁各課のスケジュールを送りつける行為は、開示事務の肩代わりを強要する責任放棄の異常行為である。</p>
調査委員	菅野委員 中谷委員
調査の状況	H24. 8. 24(申出人への口頭調査)
苦情処理部会 審議状況	H24. 9. 14(処理結果検討)
処理結果通知	H24. 10. 24(資料P63)【是正通知(P65)】
処理結果等	<p>本事案は、担当課が複数課にわたる申出人からの開示請求に対し、各課の担当者がまとめて説明ができる日時を調整しようとした開示実施日時の調整方法等に起因する苦情であると認められる。</p> <p>実施機関は、速やかに開示請求者と開示を実施する日時の調整を行えばより好ましいことではあるが、その調整ができない場合は、事務取扱要綱の規定により決定通知書が開示請求者に到達するまでの日数を考慮し、到達予定日から数日以降の通常の執務時間内の日時を指定し、開示決定後、速やかに、開示決定通知を出すことが求められる。</p> <p>実施機関は、申出人の要望を受け、各開示文書の担当者による説明ができる開示実施日時を調整しようとした結果とはいえ、速やかに、開示決定通知を出したとは言えず、その事務は不適正であった。</p> <p>したがって、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した。</p>

	(H24)苦情14
申出人	B
申出日	平成24年9月14日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	<p>教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が当方に送付した「開示請求に係る補正の求めについて」</p> <p>本年度、貴会議に対する苦情の申出は都合4回目となる。この事は千葉県教育委員会(以下、「県教委」と略す。)の開示事務が極めて不当だということの証である。しかし貴会議はその議論において実施機関の立場に立ち、苦情の申出者を「マニアック」など呼び捨て侮蔑している。私は貴会議において会員が行うこの種の発言(者)を誰一人として排斥しないどころか黙認することによって結果的に受け入れた事実を現認している。この事情を踏まえ、貴会議が正常を取り戻し県教委が行った上不当な「補正の求め」を撤回させ、適正な開示事務を行うよう厳しく指導することを求める。</p> <p>(1)県教委は本件開示請求に対し「開示請求に係る補正の求めについて」と標題する書面を送付し「補正」を「求め」た。</p> <p>(2)行政不服審査法は国民の権利を擁護するため、行政に対し半ば強制的による「補正」権を付与している。これは「補正」を「求め」るなどのあいまいな行為ではない。</p> <p>(3)千葉県の開示事務における「補正」は、外形的な瑕疵つまり請求内容が不明な場合などに限定的に行うが、本件請求の内容は極めて明確であり「補正」の必要は全くない。事実、県教委は本件請求を理解し対応する情報を特定した。</p> <p>(4)県教委は本件請求が「全て」となっているので「開示すべき行政文書の範囲が不明」と言う。しかし、県教委は上指摘の通り請求された「全て」の情報を特定したのであるから「不明」なはずはない。</p> <p>(5)県教委は全ての内から必要な情報を特定しろと言っているようであるが、そもそも実施機関がどのような情報を保有しているか不明であるから「全て」を対象として本件請求を行ったのであり、請求対象情報があらかじめ分かっていたら「全て」を請求しない。</p> <p>(6)私は開示請求に際し「開示すべき情報が大量になる場合には事前に知らせていただきたい。精査し、特に必要な資料の開示を求める場合がある」と認めた。これは貴会議が言う情報開示に係る「マニアック」呼ばわりを避ける意味もあり、実施機関の負担をできるだけ避けたいとの配慮があった。これに対し県教委は私に「補正」を求めた。すでに県教育委員会委員は社会通念を失し常軌を逸脱している。</p>
調査委員	菅野委員 桑波田委員
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	H25. 2. 7(処理結果検討)
処理結果通知	H25. 2. 19(資料P69)【是正通知(P73)】
処理結果等	<p>本事案は、教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が、申出人に送付した「補正の求め」に関するものである。</p> <p>実施機関が発した「補正の求め」は、実質的には、請求者の意図を確認するものであったが、「千葉県情報公開条例第7条第2項」の規定に基づき補正を求める」と記載されている。条例第7条第2項により補正を求めるときは、その要件を具備しているかを十分に検討して行うべきである。本件補正の求めについては、不適正であるから、実施機関に是正等に関する意見を通知した。</p> <p>なお、実施機関は、本件請求について、すでに開示決定、部分開示決定をしているので、「補正の求め」については、効力を失っていると判断でき、現時点で撤回の必要性はない。</p>

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(10/12)

	(H24)苦情15	(H24)苦情16
申出人	A	A
申出日	平成24年9月21日	平成24年9月21日
実施機関	知事 (管財課)	知事 (保険指導課・政策法務課)
苦情の内容	H24、7、10付管財587号で決定した行政文書は開示請求しなくても見れるもの(規則)であった 情報提供するものまで開示対象の行政文書としている 県のH、P、から例規集の規則であると言えわざわざ開示請求しないのに、情報提供せず開示請求させ対象文書をきちんと特定せず、規則を閲覧させた	異議申立てを認めながら取消書と開示決定書を送ってこない いやがらせ (H24、8、30付保指1111号1同1111号の2) ・マニュアルに不備がな点がある ・開示する行政文書を探しているとして放置 ・H19年に答申がでているのに5年も放置(決定をしない)
調査委員	伊藤委員 桑波田委員	井上委員 高橋委員
調査の状況	H24. 11. 30(回答書受付)	H24. 10. 19(回答書受付)政法 H24. 10. 24(回答書受付)保指
苦情処理部会 審議状況	H25. 2. 7(処理結果検討)	H24. 11. 8(処理結果検討)
処理結果等	H25. 2. 19(資料P59) 本事案は、開示請求に係る実施機関の対応に係る苦情であると認められる。 実施機関の説明によれば、開示請求を受け付けた時点では、対象となる行政文書について特定できなかったが、結果的に特定した管理規則は情報提供できるものであったとのことであり、申出人の「規則であると言えわざわざ開示請求しない」との主張は認められない。 なお、本事案については、開示請求の対象が管理規則であり、条例の規定どおりに事務処理がなされた場合、実施機関はまず却下決定を行い、情報提供できる旨の説明をした後に、当該管理規則を閲覧させることが適当であると思料される。 本事案では、結果として申出人が本来の事務処理より早く閲覧できたことにかんがみれば、実施機関の事務処理が不適切であったとまでは言えない。	H24. 11. 16(資料P79)【是正通知(P83)】 本事案は、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 異議申立てに理由があるとして、行政文書の全部又は一部を開示する場合において、開示を実施する旨の書面が申出人に送付されていないこと。 イ 上記アについて規定の不備があること。 ウ 上記アに係る千葉県情報公開条例第20条第2項に規定する答申から決定まで5年余り経過していること。 上記アについて、異議申立てに対する決定書の謄本と開示を実施する旨の書面は、併せて送付することと事務取扱要綱で定められているが、実施機関の事務はこれと異なる。 また、当該書面を送付しない理由はないことを踏まえると、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに苦情を解決していく措置をとることが求められているが、当該措置はとられておらず、実施機関の事務は不適正である。 上記イについて、事務取扱要綱の規定に不備はなく、繰り返し申出人に説明を行っており、実施機関の事務は適正であった。 上記ウについて、実施機関から当該期間を要する具体的な説明はなく、ほかに特段の理由があるとの説明もなかったことから、実施機関の事務は不適正であった。 したがって、上記ア及びウについて、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した。

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(11/12)

	(H24)苦情17	(H24)苦情18
申出人	A	A
申出日	平成24年10月2日	平成24年10月2日
実施機関	知事 (財政課)	知事 (財政課)
苦情の内容	H24. 9. 28付財257による却下通知 イヤガラセ 県文書管理規則で保存期間3年に該当する理由を知りたいので担当課の人に情報公開センターの窓口に来てもらい問題のない記載をしたのに、規則が対象文書であるとして却下、何のために窓口で問題ないようにしているのかわからない。	何ども同じ請求をさせる (H24. 9. 28財257再請求分) イヤガラセ 県議会中だからと「議会对応優先」として対応しようとして、(情報公開センターにおいてこそ、)開示請求者が財政課まで出向き、請求内容を〇〇さんに確認し請求をさせる。
調査委員	菅野委員 洪沢委員	菅野委員 洪沢委員
調査の状況	H24. 12. 10(回答書受付)	H24. 12. 10(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H25. 2. 7(処理結果検討)	H25. 2. 7(処理結果検討)
処理結果等	H25. 2. 19(資料P89) 本件事は、申出人が政策法務課情報公開センター(以下「総合窓口」という。)において実施機関の担当者と話をした後に提出した行政文書開示請求書に対して、実施機関が却下を行ったことに対する苦情であると認められる。 申出人は、総合窓口において、開示請求に係る文書の内容を「問題のない記載をした」旨申し出ているが、実施機関の説明は、「その場では特定ができず、その後検討した結果、開示請求の対象が行政文書そのものではなく、千葉県行政文書管理規則の内容でしかないことが解った」という回答である。却下通知後に、申出人は、再度実施機関の担当者と話をした後、開示請求書の内容欄の記載を変えた開示請求書を再度提出していることから、実施機関の説明に不自然な点はない。 また、たとえ開示請求書に記載された内容について総合窓口で担当者が一度確認したとしても、実施機関が改めて確認することは、開示請求に係る対象文書の特定等をするうえで重要な作業の一つであり、実施機関の事務は適切であった。	H25. 2. 19(資料P89) 本件事は、実施機関が、申出人に何度も同じ請求をさせたこと及び申出人が行政文書開示請求を行った際、実施機関の担当者が総合窓口になかったことに対する苦情であると認められる。 苦情17で検討したとおり、実施機関の事務に不適切な点はない。 平成24年10月2日は、平成24年9月定例県議会の質疑並びに一般質問日であり、実施機関の担当室は、議会案件のとりまとめを事務分掌としている。実施機関の「開議を前に各部局との連絡等により繁忙であったため説明に出向くことができなかった」との説明に不自然な点はなく、実施機関の事務に不適切な点はない。

苦情申出一覧表 平成25年度第1回推進会議資料(12/12)

	(H24)苦情19
申出人	A
申出日	平成24年10月16日
実施機関	知事 (政策法務課)
苦情の内容	個人情報保護の手引(改訂第四版)の内容 苦情申出制度がないから開示決定通知書を件名でなくて内容でかいてもよいとしている ・情報かくしを容認(センター〇〇さん) ・苦情申出制度がないのを改善しない
調査委員	伊藤委員 中谷委員
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	H24. 11. 8(処理結果検討)
処理結果通知	H24. 11. 16(資料P93)
処理結果等	本件は、千葉県個人情報保護条例の規定による不開示決定、部分開示決定に係る苦情の申出であることが、認められた。 したがって、下記理由により本県苦情の申出に 応ずることができない。 本件は、千葉県情報公開条例第27条の2第3項の規定による「情報公開に係る事務についての苦情」ではないため。